

【資料 1】

「あきたとも家事」推進及び男性の家事・育児参画意識醸成事業業務委託仕様書

第 1 委託業務名

「あきたとも家事」推進及び男性の家事・育児参画意識醸成事業業務委託

第 2 事業の目的

働き方やライフスタイルの多様化に伴い、仕事と家庭の両立の重要性が認識される中において、女性が能力を発揮し社会や地域で活躍するためには、家族やパートナーと家事を分担し、男女問わず家事・育児に参画する必要がある。

男性が育児休業を取得しやすい環境の整備を進め、併せて男性の家事・育児参画を促進するため、基調講演やパネルディスカッションなどの啓発イベントを開催し、企業経営者等に対する理解促進、企業風土の改善を図る。

また、「あきたとも家事」宣言に掲げる目標達成に向け、企業や地域、家庭など、県全体での普及啓発を図るための各種事業を展開し、「あきたとも家事」に対する理解促進と、職場、家庭双方の意識醸成に繋げることとする。

【参考】「あきたとも家事」について

とも家事：家族やパートナーと家事や育児を分担すること

- 「あきたとも家事宣言」で目指すこと

- ・ 女性に偏りがちな家事や育児の分担を見直し、誰もがワーク・ライフ・バランスを実現
- ・ 男性が家事や育児に参画することが当たり前の社会
- ・ 長時間労働の削減、有給休暇の取得率向上
- ・ 男性の育児休業取得率の向上

- 官民一体で推進する目標

- ・ 6才未満の子どもがいる夫婦の1日あたりの家事・育児時間
2026年度までに2021年度より 夫：プラス60分 妻：マイナス60分
- ・ 男性の育児休業取得率
2025年度までに50% 2030年度までに100%

第 3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

第 4 委託業務の内容

「1 「あきたとも家事」推進事業」、「2 男性の家事・育児参画意識醸成事業」の業務を一体、連動した企画とすること

1 「あきたとも家事」推進事業

(1) 事業の概要

女性に偏りがちな家事・育児等の分担を見直し、男性の家事・育児等への積極的な参画を促進するため、県内企業や県民が「とも家事」の取組を自分事として捉えられるよう各種取組を集中的・重点的に実施し、全県域での普及拡大を図る。

(2) 実施内容

ア 「あきたとも家事」川柳・ネーミングコンテスト

楽しみながら「とも家事」について考えるきっかけとなるよう、企業や県民を対象に「とも家事」をテーマとする川柳や、「名前のついていない家事」に名前をつけるコンテストを開催する。

(ア) コンテストの概要

- ・ 募集内容及び対象

- a 川柳部門

募集内容：企業におけるとも家事への取組など、とも家事をテーマとした川柳

対 象：県内企業

b 「名前の付いていない家事」ネーミング部門

募集内容：名前の付いていない家事（はっきりとした名前がなく、家事として認識されにくい家事）に関するネーミング及びそのエピソード

対 象：県民

・募集期間

令和8年9～10月の2か月程度

・賞品等

a 川柳部門：企業において職場環境づくり向上に関する取組を実施するための「取組促進費」の贈呈

b 「名前の付いていない家事」ネーミング部門：商品券等

(イ) 募集・広報

- ・業務目的を達成するコンテストのタイトル、キャッチコピー等を提案すること。
- ・募集用チラシのPDFデータ及び募集用フォームを作成すること。
- ・新聞、ラジオ、テレビ、ウェブサイトなど各種媒体の活用により、男女問わず広く全県的に参加者を募集すること。
- ・作品の募集開始時期は8月中旬とし、それに向けたコンテストの周知と参加促進のための効果的な情報発信について提案すること。

(ウ) 応募作品の受付、管理、集計

- ・作品の受付や募集に関する問い合わせへの対応を行うこと。
- ・応募作品及び応募者情報を適切に管理するとともに、集計表を作成し、デジタルデータで提出すること。
- ・応募期限到来後速やかに応募作品を取りまとめ、県へ提出すること。
- ・応募作品は選定された場合二次利用することを踏まえ、適した形式で管理、保存するよう留意すること。

(エ) 受賞作品の選定

- ・受賞作品の選考会を実施することとし、選考会の開催に要する経費を計上すること。
- ・選考委員は5～7名程度とし、県と協議の上決定すること。

(オ) 受賞作品の発表及び賞品等の発送等

- ・第4の1(2)ウの第2回とも家事普及啓発イベントにおいて、受賞作品の発表及び受賞者、受賞企業に対する賞品等の贈呈を行うこと。
- ・上記イベントに参加しない受賞者に対する賞品等の発送を行うこと。
- ・賞品等の額は、a川柳部門で総額605,000円(税込)以内、b「名前の付いていない家事」ネーミング部門で総額77,000円(税込)以内とし、業務委託費に含めること。各賞毎の金額及び受賞件数は、県と協議の上決定すること。
- ・受賞作品について、内容に適したイラスト等を付与した啓発用データを作成し、12月末までに納品すること。

(カ) 受賞企業に対するアンケートの実施

- ・受賞企業に対し、取組促進費の活用状況(活用見込み)に関するアンケートを実施すること。
- ・アンケート項目は、県と協議の上決定すること。

(キ) その他

- ・a川柳部門及びb「名前の付いていない家事」ネーミング募集部門を一体的に実施するものとする。
- ・入賞作品の著作権、商標権その他一切の権利は秋田県に帰属するものとし、各種広報等に利用できるよう、応募者の承諾を得ること。

イ 企業訪問及び啓発グッズ等の作成

「あきたとも家事」の推進に向けた取組の県内企業への普及を図るため、「あきたとも家事」を応援・推進する企業を訪問し、とも家事の取組等取材した内容をまとめた動画を作成するとともに、取組を加速化するための企業等からのアイデアによる啓発グッズを作成する。

(ア) 企業訪問の概要

- ・訪問企業数 3社
- ・インタビュアー 県内に知名度のあるタレント等
- ・実施時期 企業訪問：10月末まで
動画作成：11月末まで

(イ) 訪問先企業及びインタビュアーの選定、手配

- ・県内企業を3社選定し、訪問日程等の調整を行うこと。なお、訪問先は県と協議の上決定すること。
- ・企業訪問にあたってのインタビュー項目については、県と協議の上決定すること。
- ・企業訪問を行うインタビュアーとして、県内タレント等を訪問企業1社につき1名、計3名を選定、手配すること。ただしインタビュアーは同一人でも可とする。
- ・インタビュアーは、県と協議の上決定すること。
- ・タレント等の起用にあたっては、本業務の目的を理解し、タレント等自身の媒体（SNS等）において積極的に「とも家事」の情報発信への協力が得られるよう調整すること。
- ・企業訪問は、概ね10月末までに行うこと。

(ウ) 企業訪問の実施及び啓発用動画の制作

- ・企業を訪問し、「とも家事」の取組等について経営者や従業員とのインタビューを実施すること。
- ・企業訪問での取材・撮影内容をもとに、「とも家事」への理解を深め、企業に取組を働きかける5分程度の啓発動画及びYouTube掲載用のサムネイル画像を作成すること。
- ・啓発動画はmp4形式で制作し、11月末までに納品すること。
- ・制作した動画は県があきた女性の活躍応援ネット等で発信するが、インタビュアーであるタレント等自身の媒体（SNS等）の活用など、広く県内企業に発信するための効果的な情報発信について提案すること。

(エ) 啓発グッズの作成

- ・訪問先企業の社員からのアイデアや、インタビュアーである県内タレントの提案等を取り入れた「とも家事」に関する啓発グッズを企画すること。
- ・グッズを500個程度作成し、第4の1（2）ウの第2回とも家事普及啓発イベントにおいて配布すること。
- ・グッズ製作費は総額330,000円（税込）以内とし、業務委託費に含めること。グッズの仕様やデザインについては、県と協議の上決定すること。

ウ とも家事普及啓発イベント

「あきたとも家事」の取組を普及・拡大するため、県民及び企業を対象とした普及啓発イベントを全2回開催する。

(ア) イベントの概要

	第1回	第2回
目的	県民や県内企業への「とも家事」の周知	県内企業の「とも家事」の取組の加速化
開催時期	令和8年10～11月頃	令和9年1月
会場	秋田市内	
時間	2時間（目安）	
対象者	県民、県内企業	企業経営者、総務・人事担当者等
参加人数	200名程度（目標数）	

内容	基調講演	<ul style="list-style-type: none"> ・家事・育児への積極的な関わりの重要性や、「とも家事」への理解を深められる内容とする ・講師には県外の著名人やタレントを招聘し、より多くの県民が興味を持って参加するきっかけとなる人選とすること 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業における「とも家事」の取組の実効性を高められる内容とする
	トークセッション	<ul style="list-style-type: none"> ・県内企業による「とも家事」の取組事例や男性の育児休業取得等をテーマに、参加者の取組意欲の向上に繋がるような内容とする ・登壇者は基調講演の講師に加え、積極的に「とも家事」の取組を行う県内企業等を選定すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・第4の1(2)イの企業訪問で取材した企業の取組に関する報告会やトークセッションを行い、県内企業による「とも家事」の取組の加速化や県全体への波及効果を狙った内容とする ・登壇者は基調講演の講師に加えて、企業訪問で取材した企業3社及びインタビュアーとする。インタビュアーについては3名の中から選定すること
	企業ブースの設置	<ul style="list-style-type: none"> ・とも家事の取組を積極的に行っている企業等の取組内容を紹介するブースを2～3社程度設置すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・トークセッション等に参加した企業等の取組内容を紹介するブースを2～3社程度設置すること
	その他		<ul style="list-style-type: none"> ・「あきたとも家事」川柳・ネーミングコンテストの受賞作品の発表及び受賞者、受賞企業への目録の贈呈を行うこと
配布物			<ul style="list-style-type: none"> ・第4の1(2)イ(エ)の「啓発グッズ」の配布

(イ) イベントの企画・運営

- ・参加者のスキルやモチベーションの向上に繋がるような魅力的な内容になるよう創意工夫を図った企画とすること。
- ・県及び出演者と調整し、イベントの進行シナリオ等を作成し、提出すること。
- ・イベント当日の全体進行管理を行うこと。
- ・実施時間は2時間程度を目安とするが、事業目的の達成や実施効果を最大化するために有効な提案がある場合は、この限りではない。

(ウ) 会場の選定及び手配

- ・参加予定人数を考慮した会場を確保すること。
- ・会場の設営、当日の運営及び撤収作業等を行うこと。
- ・参加者が利用しやすい会場レイアウトや、必要に応じた配慮を行うこと。

(エ) 出演者等の選定及び手配

- ・基調講演の講師、トークセッションの登壇者、企業ブースの出展企業、イベント全体（企業ブースを除く）の司会者（以下「出演者等」という。）を選定し、県と協議の上決定すること。
- ・出演者等への出演交渉、日程調整、事前打ち合わせ及び当日のアテンド等の連絡業務を行うこと。
- ・イベント名称看板、企業ブース内の出展企業名称看板、出展用掲示物（1企業あたりパネル1～2枚程度）を制作すること。

(オ) 募集・広報

- ・開催回ごとに参加者募集用チラシのPDFデータ及び参加申込用フォームを作成すること。
- ・新聞、ラジオ、テレビ、ウェブサイトなど各種媒体の活用により、男女問わず広く全県的に参加者を募集すること。
- ・参加申込の受付、取りまとめ及び開催案内に関する事務は、受託者が行うものとする。ただし、参加申込みが定員を上回る等調整が必要な場合には、県と協議の上決定するものとする。

(カ) 参加者アンケートの実施

- ・参加者アンケートを実施し、結果を集計・分析したうえで県へ報告すること。
- ・アンケートの項目については、県と協議の上決定すること。

2 男性の家事・育児参画意識醸成事業

(1) 事業の概要

女性活躍の推進には男性の育児参画が不可欠であることから、男性が育児休業を取得しやすい環境整備や男性の家事・育児参画を促進するための企業向けセミナーを開催する。

(2) 実施内容

ア セミナーの概要

- ・開催時期：令和9年1月
- ・開催場所：秋田市内
- ・参加人数：200名程度（目標数）
- ・対象者：企業経営者、総務・人事担当者等
- ・実施時間：2時間（目安）
- ・内容：基調講演、パネルディスカッション

イ セミナーの企画・運営

- ・第4の1(2)ウの「あきたとも家事」普及啓発イベントと同日開催とするなど、「あきたとも家事」推進事業と連携してより実施効果を高める手法を検討し、県と協議の上開催手法を決定すること。
- ・参加者のスキルやモチベーションの向上に繋がるような魅力的な内容になるよう創意工夫を図った企画とすること。
- ・県及び出演者と調整し、イベントの進行シナリオ等を作成し、提出すること。
- ・イベント当日の全体進行管理を行うこと。
- ・実施時間は2時間程度を目安とするが、事業目的の達成や実施効果を最大化するために有効な提案がある場合は、この限りではない。
- ・会場での開催に加え、Web配信（オンライン参加）も併用し、効果的な啓発に努めること。

ウ 会場の選定及び手配

- ・参加予定人数を考慮した会場を確保すること。
- ・会場の設営、当日の運営及び撤収作業等を行うこと。
- ・参加者が利用しやすい会場レイアウトや、必要に応じた配慮を行うこと。

エ 講師、パネリスト、司会者の選定及び手配

- ・基調講演の講師、パネリスト、司会者（以下「登壇者」という。）を選定し、県と協議の上決定すること。
- ・基調講演の講師は、男性従業員の育児参加を推進している企業経営者等を選定すること。
- ・パネリストは、男性従業員の育児参加を推進している企業経営者等及び人事・労務部門の担当者や、実際に育休を取得した男性社員等を選定すること。
- ・登壇者への出演交渉、日程調整、事前打ち合わせ及び当日のアテンド等の連絡業務を行うこと。

オ 募集・広報

- ・参加者募集用チラシ及び参加申込用フォームを作成すること。
- ・新聞、ラジオ、テレビ、ウェブサイト、チラシなど各種媒体の活用により、男女問わず広く全県的に参加者を募集すること。
- ・チラシは県の周知用として200部を納品するほか、受託者が実施する周知活動に必要な部数についても別途作成すること。
- ・参加申込の受付、取りまとめ及び開催案内に関する事務は、受託者が行うものとする。ただし、参加申込みが定員を上回る等調整が必要な場合には、県と協議の上決定するものとする。

カ 参加者アンケートの実施

- ・参加者アンケートを実施し、結果を集計・分析したうえで県へ報告すること。
- ・アンケートの項目については、県と協議の上決定すること。

キ その他

- ・県が実施する「秋田県女性活躍・両立支援知事表彰」、「あきたの出会い・結婚応援企業表彰」の表彰式（実施時間30分程度）をイベントのプログラムに入れ込むこと。なお、表彰式の運営は県が直接行うが、その詳細については、別途県との協議による。

第5 付帯事項

1 協議、報告等

- (1) 本業務の実施にあたっては、随時、実施状況を県に報告し、打合せや協議を行うものとする。
- (2) 契約締結後速やかに、次に掲げる事項について文書により提出すること。
 - ア 作業工程表
 - イ 業務管理責任者及び各業務担当者一覧
- (3) 新型コロナウイルス感染症などの感染拡大防止の観点から委託業務の内容の一部を臨機に中止又は変更することがある。この場合において、中止又は変更する内容は、県と協議の上決定するものとする。

2 成果品

次の成果品を納品すること。

名称	仕様	数量	提出期限
「あきたとも家事」川柳・ネーミングコンテスト募集チラシデータ	PDF (A4判)	1式	8月中旬
ネーミングコンテスト受賞作品の啓発用データ	イラスト等と受賞作品を組み合わせたデータ	PDF 及び画像データ (JPG もしくは PNG)	1 作品につき 1 式
	イラスト等の個別データ	JPG もしくは PNG	1 作品につき 1 式
	受賞作品の個別データ	PDF 及び画像データ (JPG もしくは PNG)	1 作品につき 1 式
企業インタビュー動画	mp4、5分程度	3本	11月末
企業インタビュー動画 YouTube 用サムネイル画像	JPG もしくは PNG	3式	11月末
啓発グッズ	別途協議の上決定する	500個	12月末
とも家事普及啓発イベント参加者募集チラシデータ (各2回分)	PDF (A4判)	1式	イベント開催の5週間前
とも家事普及啓発イベントプログラム (当日の参加者配布用、各2回分)	PDF (A4判)	1式	イベント開催の5週間前
男性の家事育児参画意識醸成事業企業向けセミナー参加者募集チラシ	データ: PDF (A4判)	1式	イベント開催の5週間前
	紙面: A4判	200枚	

委託業務完了届	Word、PDF 等 (A 4 判)	1 式	業務完了後速やかに
実績報告書	Word、PDF 等 (A 4 判)	1 式	業務完了後速やかに

3 成果品の利用

- (1) 県は、本業務委託の成果品を自ら使用するために必要な範囲内において随時利用できるものとする。
- (2) 受託者は、県の承諾なしに成果品を他に流用することができないものとする。

4 独自提案について

目的達成のために効果的と思われるものを、委託上限額の範囲内で自由に企画提案すること。

5 経費負担

本仕様書に特段の記載がない限り、委託業務の実施に係る一切の経費は、受託者が負担するものとする。

第6 業務の履行に関する措置

- 1 県は、本業務委託（再委託した場合を含む）の履行について、受託者が著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面を通知し、必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。

第7 機密の保持

- 1 本業務委託（再委託した場合も含む）を実施するにあたり、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途への使用はできない。また、その防止のために必要な措置を講じること。
- 2 受託者の責任に起因する情報の漏洩等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて受託者が負担すること。
- 3 この項目について、受託者は、契約期間終了後についても同様とする。

第8 その他

- 1 本業務が完了するまでの間、その進捗状況の報告、問題点の協議・解決、本業務の履行のため必要な事項などは、必要の都度、受託者と県が打ち合わせを行いながら進めていくこととなるため、打ち合わせが実施可能な体制を整えること。
- 2 委託業務の履行のため、県が所持している資料等は必要に応じて提供するものとする。ただし、委託業務以外の目的への使用や第三者への提供はできないものとする。
- 3 この仕様書や企画提案書に定めのない事項及び委託業務の内容に疑義が生じたときは、県と協議し定めるものとする。